

平成 2 4 年

高 松 市 教 育 委 員 会 1 0 月 定 例 会

会 議 録 (抄 本)

1 0 月 2 5 日 (木) 開 会

1 0 月 2 5 日 (木) 閉 会

出席委員			
委員長	神内 仁		
委員	児玉 令江子		
	木場 巳男		
	藤本 英子		
教育長	松井 等		
欠席委員			
説明のため会議に出席した者等			
教育局長	伊佐良士郎		
教育局次長 総務課長事務取扱	藤本行治		
こども園運営課長	岡田真介		
美術館美術課主幹 美術課長補佐事務取扱	山崎郁代		
文化財課長補佐	川畑 聰		
中央図書館長補佐	細川保桂		
こども園運営課長補佐	真鍋紀美子		
文化財課歴史資料館業務係長	山本英之		
総務課長補佐	諏訪真史		
総務課総務係長	鍵山哲典		
会議録署名委員	藤本英子		
事務局担当書記	出上達也		

【特記事項】 傍聴人なし

議 事 日 程（10月定例会）

日程第1 9月定例会会議録承認について

日程第2 議案第41号 高松市歴史資料館等協議会委員の委嘱について

日程第3 議案第42号 高松市美術館協議会委員の委嘱について

日程第4 報告事項

- 1 石清尾山古墳群調査会議委員の委嘱について
- 2 第8回高松市子ども読書まっりの開催について
- 3 平成25年度高松市立幼稚園園児の募集について

【平成24年10月25日（木） 議 事 内 容】

午前9時30分 開会

委員長が、会議録の署名委員に藤本委員を指名。

日程第1 9月定例会会議録承認について

委員長が、9月定例会会議録承認について各委員に諮り、原案のとおり可決。

日程第2 議案第41号

議案第41号 「高松市歴史資料館等協議会委員の委嘱について」

文化財課長補佐から、高松市歴史資料館等協議会委員の委嘱について説明。

<質疑>

- 委 員 委員の選考方法はどのようになっていますか。
- 文化財課長補佐 学識経験者については、大学教授で知識を有している方の中から、関係団体役員については、各団体から推薦された方の中から、その他については、資料館がある地域で歴史に詳しい方の中から選んでいます。
- 委 員 公募の方は、地域の歴史に詳しい方ですか。
- 文化財課長補佐 事務局で面接を行った結果、適当と判断された方を選んでいます。
- 委 員 応募してきた方は何名ですか。
- 文化財課長補佐 2名です。

委員長が、各委員に諮り、原案のとおり可決。

日程第3 議案第42号

議案第42号 「高松市美術館協議会委員の委嘱について」

美術館美術課主幹から、高松市美術館協議会委員の委嘱について説明。

<質疑>

(発言する者なし)

委員長が、各委員に諮り、原案のとおり可決。

日程第4 報告事項

報告事項1 「石清尾山古墳群調査会議委員の委嘱について」

文化財課長補佐から、石清尾山古墳群調査会議委員の委嘱について報告。

<質疑>

- 委員 委員の数が3人というのは、少ないのではないかと感じます。それと、石清尾山周辺の地元の方を委員に委嘱する考えはないのでしょうか。
 - 文化財課長補佐 石清尾山古墳群調査会議設置要綱には、委員の数は5人以内となっていますが、会議を立ち上げたばかりの段階であり、調査の進捗状況を勘案しながら、委員の数を増やしていく考えであります。
また、現在は専門家だけの構成ですが、調査後の古墳の整備という段階に入れば、地元の意見を取り入れるために、地元の方を委員として委嘱しようと考えています。
-

報告事項2 「第8回高松市子ども読書まつりの開催について」

中央図書館長補佐から第8回高松市子ども読書まつりの開催について説明。

<質疑>

(発言する者なし)

報告事項3 「平成25年度高松市立幼稚園園児の募集について」

こども園運営課長から平成25年度高松市立幼稚園園児の募集について説明。

<質疑>

- 委員 特別支援教育指定園がある校区の小学校とその園との連携が円滑にできていない、幼稚園側が戸惑っていると耳にします。
また、特別な支援を要する園児募集要項の中の、入園の決定の項目の文章表現がとてもきついと思います。もし入園できなかった場合、自分の子どもは普通の幼稚園には通えないのかと衝撃を受ける保護者がいるようですので、もう少し障害を持つ子どもの保護者への配慮をしてほしいと思います。
- こども園運営課長 幼保連携とともに小学校との連携は、現在取り組みを進めています。
また、入園の決定の項目の文章表現については、今の意見を参考にして検討したいと思います。
- 教育長 特別な支援を要する子どもを受け入れる小学校に、適当な特別支援学級がない場合は、新たに学級を開設する必要があるわけですが、就学指導委員会において入学前にその子どもに最適な教育環境の判定をして、開設に当たっては、人事に関することでもあり県教委が、小学校長からヒアリング調査を行い、児童の実態を把握した上で、判断しています。ですので、幼小の連携は取れていますが、更に細かい連携も特別支援に限らず進める必要があると思います。
- 委員 小学校の入学式や卒業式に行くと、地元の私立幼稚園の園長が出席しているのを見ますが、それも幼小連携の一環だと思います。

- 委員長 特別な支援を要する子どもの入園の決定についてですが、入園が決まらなかった子どもには、障害の程度が重い方と軽い方の両方いるということになるのでしょうか。
- こども園運営課長補佐 そうです。程度が軽い場合は、通常の幼稚園に該当することになります。
重度の方には養護学校を勧めることもあります。そちらも入りにくくなってきています。
- 教育長 障害について保護者の認識が薄い場合、入園する時に特別な支援が必要かどうかの対応はどのようになっていますか。
- こども園運営課長補佐 その場合も多くありまして、入園後に職員が気がついて、医療機関への受診を保護者に勧めることもあります。幼稚園においても、その子に対する支援のために講師を配置できるように考えているところです。
- 教育長 そうすると、障害に対する認識がある保護者は特別支援の指定園に申し込んで、そうでない保護者は通常の幼稚園に申し込むということですね。
- 委員 特別な支援を要する子どもは増えてきているのでしょうか。どれくらいの割合ですか。
- こども園運営課長 はい、増えてきています。全園児の約6%です。先ほどからも話がありましたが、障害について保護者が認識していない場合や入園後に判明する場合もあります。
- 委員 障害があるかもしれないと気がついた園児の保護者には、そのことをどのように伝えているのでしょうか。
- こども園運営課長補佐 話し方や伝える時期など、保護者によって対応は異なり、とても難しいところです。様々な機会を見て徐々に伝えていき、小学校入学までには伝えるように努めています。
- 委員 素直に受け入れられる人は少ないと思います。
- 委員長 専門的に見ると、障害の有無の判断がつくのがおよそ5歳で、この幼稚園入園の3歳では判断がつかねる年齢ではあります。
- 教育長 同じような問題を小学校でも抱えていて、特別支援学級に通い対応が明確な児童もいれば、普通学級に通い対応に苦慮している児童もいます。保護者の受け止め方もそれぞれで、その対応は丁寧に行う必要があります。中学校になると生徒

の自我も目覚めてきますので、更に難しい対応になってきますので、なるべく早期に対応するのが望ましいです。

- 委員 保護者が情情的に認めたくないというのは理解できます。
- 委員 幼児期は成長の度合いに幅がありますので、障害があると判断するにはまだ早いと思いたいというのものもあるかもしれません。
- 委員 子どもが小さい時は、親にも余裕がなく、親の不安定な精神状態が子どもにも影響を及ぼすこともあると思います。その子どもを見て、先天的なものなのか環境が影響しているのかというところで、障害を認めたくないというのものもあるような気がします。5歳で医学的に判断がついて、はっきりするのであれば、受け入れることもできるのではないかと思います。

————— 午前10時14分 閉会 —————

議決事項

「高松市歴史資料館等協議会委員の委嘱について」

「高松市美術館協議会委員の委嘱について」